

第 1 回

宇都宮地域合併協議会 会 議 資 料

日時：平成18年7月31日（月） 午後1時～3時

場所：宇都宮市役所 14大会議室（14階）

第 1 回宇都宮地域合併協議会会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員の委嘱及び紹介

4 会議録署名委員の選任

5 報告事項

- (1) 報告第 1 号 宇都宮地域合併協議会の設置について
- (2) 報告第 2 号 宇都宮地域合併協議会規約に関する事項の協議書について
- (3) 報告第 3 号 宇都宮地域合併協議会幹事会規程等の制定について
- (4) 報告第 4 号 会長職務代理者の指名について

6 審議事項

- (1) 議案第 1 号 宇都宮地域合併協議会会議運営規程の制定について
- (2) 議案第 2 号 平成 18 年度宇都宮地域合併協議会事業計画について
- (3) 議案第 3 号 平成 18 年度宇都宮地域合併協議会収支予算について
- (4) 議案第 4 号 監査委員の選任について
- (5) 議案第 5 号 合併の方式について
- (6) 議案第 6 号 合併の期日について
- (7) 議案第 7 号 新市の名称について
- (8) 議案第 8 号 新市の事務所の位置について
- (9) 議案第 9 号 行政制度の調整方針について
- (10) 議案第 10 号 合併市町村基本計画の作成方針について
- (11) 議案第 11 号 地域自治制度の基本方針について
- (12) 議案第 12 号 宇都宮地域合併協議会小委員会規程の制定について
- (13) 議案第 13 号 小委員会の設置について

7 そ の 他

8 閉 会

報告第 1 号

宇都宮地域合併協議会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、宇都宮市、上河内町及び河内町の合併による新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、宇都宮地域合併協議会を設置したので報告する。

平成 18 年 7 月 31 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

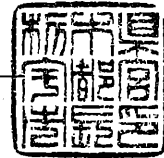
宇都宮地域合併協議会設置に関する協議書

宇都宮市、上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する協議について、構成市町すべての議会において議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、平成18年7月25日付けをもって協議会を設置する。

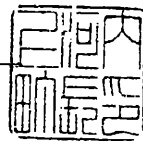
この協議の成立を証するため、本書を3通作成し、構成市町の長が記名押印し、それぞれが1通を保有する。

平成18年7月25日

宇都宮市長 佐藤 栄



上河内町長 手塚 順



河内町長 手塚 照



宇都宮地域合併協議会規約

(合併協議会の設置)

第1条 宇都宮市、上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(合併協議会の名称)

第2条 合併協議会の名称は、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、又は調整する。

- (1) 合併に関する基本的事項
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町の合併について必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、宇都宮市旭1丁目1番5号宇都宮市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、構成市町の長が協議し、構成市町の長の中からこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、次条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 構成市町の長（会長である者を除く。）
- (2) 構成市町の助役
- (3) 構成市町の議会の議長及び市町合併を調査し、又は審査する特別委員会の委員長

(特別委員会が設置されていない場合にあっては、市町合併を所管する常任委員会の委員長)

(4) 構成市町の長がそれぞれ指名した学識経験を有する者

(5) 構成市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が行う。

4 会議の議事、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(関係職員等の出席)

第9条 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(小委員会)

第10条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議をさせるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(幹事会)

第11条 協議会に、協議会への提案事項について協議し、又は調整するため、幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、構成市町の長が協議して定める者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第13条 協議会の運営に必要な経費は、構成市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 負担金の負担割合は、総額の100分の40を均等割とし、100分の60を地方自治法第254条に基づく人口割とする。

3 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、会長が協議会の同意を得て選任した2人の監査委員が行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関する事務の処理については、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 会長並びに第7条第1項第1号及び第2号の委員は費用弁償を、同項第3号から第5号までの委員及び第14条第1項の監査委員は報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項第4号及び第5号の委員並びに第14条第1項の監査委員が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する特別職（常勤の職に限る。）又は一般職の職員である場合にあっては、報酬を支給しない。

3 第1項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成18年7月25日から施行する。

(会計年度の特例)

2 協議会の設立後最初の会計年度は、第13条第3項の規定にかかわらず、協議会の予算成立の日から平成19年3月31日までとする。

報告第 2 号

宇都宮地域合併協議会規約に関する事項の協議書について

宇都宮市，上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は，宇都宮地域合併協議会規約に規定する構成市町の長が協議して定める事項について，別紙のとおり協議書を締結したので報告する。

平成 1 8 年 7 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

宇都宮地域合併協議会規約に関する事項の協議書

宇都宮市、上河内町及び河内町（以下「構成市町」という。）は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する構成市町の長が協議して定める事項について、次のとおり協議する。

1 協議して定める事項

（1）会長について

規約第6条第1項に規定する構成市町の長が協議して選任する会長は、次の者をもって充てる。

会 長 宇 都 宮 市 長 佐 藤 栄 一

（2）委員について

規約第7条第1項第5号に規定する構成市町の長が協議して定める委員は、次の者をもって充てる。

委 員 小島俊一 （宇都宮農業協同組合代表理事組合長）
委 員 中村祐司 （宇都宮大学国際学部教授）
委 員 沼田 良 （作新学院大学総合政策部教授）
委 員 福田正男 （栃木県市町村課主幹（市町村合併推進担当））

（3）事務局職員について

規約第12条第2項に規定する構成市町の長が協議して定める事務局職員は、次の者をもって充てる。

職 名	氏 名	市 町 名
事 務 局 長	浜 崎 道 夫	宇都宮市
事 務 局 次 長	鈴 木 治	宇都宮市
事 務 局 職 員	阿久津 清	河内町
事 務 局 職 員	渡 辺 孝 夫	上河内町
事 務 局 職 員	佐 藤 齊	宇都宮市
事 務 局 職 員	岡 嶋 清 彦	宇都宮市
事 務 局 職 員	山 中 義 一	宇都宮市

職 名	氏 名	市 町 名
事務局職員	半 田 正 道	宇都宮市
事務局職員	大 嶋 和 人	河内町
事務局職員	坂 本 典 子	宇都宮市
事務局職員	上 野 智 也	宇都宮市

2 協議書の内容の変更について

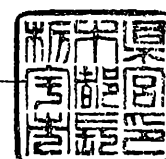
この協議書に定める内容を変更する場合は、別の変更協議書を作成し、構成市町の長が取り交わすものとする。

この協議の成立を証するため、本書を3通作成し、構成市町の長が記名押印し、それぞれが1通を保有する。

平成18年7月25日

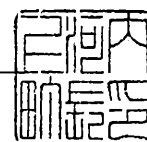
宇都宮市長

佐 藤 栄



上河内町長

手 塚 順



河内町長

手 塚 照 夫



報告第 3 号

宇都宮地域合併協議会幹事会規程等の制定について

宇都宮地域合併協議会幹事会規程等を次のとおり制定したので報告する。

平成 1 8 年 7 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

- 1 宇都宮地域合併協議会幹事会規程
- 2 宇都宮地域合併協議会事務局規程
- 3 宇都宮地域合併協議会財務規程
- 4 宇都宮地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

〔別紙のとおり〕

宇都宮地域合併協議会幹事会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 幹事会は、宇都宮地域合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）への提案事項に関すること。
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること。
- (3) その他協議会の運営に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 幹事会の幹事は、規約第1条で規定する構成市町（以下「構成市町」という。）の助役及び構成市町の長が指定する職員をもって組織する。

（役員）

第4条 幹事会に、幹事長及び副幹事長各1人を置く。

- 2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によってこれを定める。

（役員の職務）

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が招集する。

- 2 会議は、幹事の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 幹事長は、会議の議長となる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（専門部会）

第7条 幹事長は、第2条に規定する所掌事項について専門的に協議又は調整を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織，運営その他必要な事項は，幹事長が別に定める。

（報告）

第8条 幹事長は，幹事会の協議の経過及び結果について，会長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 幹事会の庶務は，協議会の事務局において処理する。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか幹事会について必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規程は，平成18年7月25日から施行する。

宇都宮地域合併協議会事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会事務局（以下「事務局」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関すること。

（職員）

第3条 事務局に局長、次長その他の必要な職員を置く。

（職員の職務）

第4条 局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の運営全般を総括する。

2 次長は、上司の命を受け、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

3 職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（職務権限）

第5条 協議会の運営における各職位の職務、責任権限等については、別に定めるものを除き、宇都宮市の例による。

（会長の決裁事項）

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 協議会に提案する事案に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程の制定改廃に関すること。
- (5) その他局長が特に重要であると認める事項に関すること。

（専決区分）

第7条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会の幹事会、専門部会及び分科会の調整に関すること。
- (2) 職員研修会の実施に関すること。
- (3) 協議会の広報広聴活動に関すること。
- (4) その他事務局の運営に関すること。

2 次長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
- (2) 各種資料等の調製に関すること。
- (3) その他軽易な事案に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、幹事長がその事務を代決する。

2 会長及び幹事長がともに不在のときは、局長がその事務を代決する。

3 局長が不在のときは、次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、宇都宮市の例による。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法及び管守者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の管理、取扱い等については、宇都宮市の例による。

(職員の服務)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、宇都宮市の例による。

2 事務局の職員の旅費については、宇都宮市の例により、事務局の予算において支給する。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、それぞれの市町において負担する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月25日から施行する。

別表（第 10 条関係）

名 称	ひ な 形	寸 法（mm）	公印管守者
会 長 印	宇 都 宮 地 域 合 併 協 議 会 会 長 之 印	方 24	事務局次長

宇都宮地域合併協議会財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第2条 協議会の予算は、規約第1条に規定する構成市町（以下「構成市町」という。）の負担金、補助金、その他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得られたときは、当該予算の写しを速やかに構成市町の長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得られたときは、前条第3項の規定を準用する。

（歳入歳出予算の款、項及び目の区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時的かつ特別な理由が生じたときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。ただし、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命じ、これに協議会の出納その他の会計事務を行わせることができる。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(決算等)

第 6 条 会長は、毎会計年度終了後 2 月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得られたときは、当該決算の写しを構成市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第 7 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、宇都宮市の例によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、宇都宮市の例により会長が定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 25 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 県補助金	1 県補助金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条関係) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務局費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

宇都宮地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約第16条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく会長、副会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 委員等の報酬は、宇都宮市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年宇都宮市条例第7号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づく報酬の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、県外に居住する委員等については、別表に定める報酬の額とする。

（費用弁償）

第3条 委員等が、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の職務を行うために旅行したときは、条例第4条の規定に基づき、旅費を支給するものとする。ただし、協議会の会議に出席するために旅行したときは、この限りでない。

（補則）

第4条 この規程に定めるもののほか委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月25日から施行する。

別 表（第2条関係）

居 住 区 分	報 酬 額
東 京 都 内	20,000円

報告第 4 号

会長職務代理者の指名について

協議会規約第 6 条第 4 項の規定に基づき，会長の職務を代理する副会長を指名したので報告する。

平成 1 8 年 7 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

会長職務代理者

副会長（上河内町長）

手 塚 順 一

議案第 1 号

宇都宮地域合併協議会会議運営規程の制定について

宇都宮地域合併協議会会議運営規程を次のとおり制定する。

平成 1 8 年 7 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

宇都宮地域合併協議会会議運営規程 〔別紙のとおり〕

宇都宮地域合併協議会会議運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約第8条第4項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、公開を原則とする。ただし、出席している委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）の半数以上の賛同があるときは、非公開とすることができる。

2 会議の運営は、公平かつ公正に行われなければならない。

（会長等の責務）

第3条 会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参加し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開会等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（議事の進行）

第5条 会議の議事は、全員の賛同をもって進めることを基本とし、意見の一致が困難な場合は、出席している委員の3分の2以上の賛同をもって決定する。

（会議録の調製）

第6条 議長は、事務局の職員をして次に掲げる事項を記載した会議録を調製させなければならない。

- (1) 会議の開催日時及び会場
- (2) 会議の出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の全文
- (4) その他議長が認めた事項

（会議録署名委員）

第7条 会議録には、会議録署名委員2人が署名しなければならない。

2 前項の会議録署名委員は、会議毎に議長が指名する。

(会議録等の公開)

第 8 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する。ただし、非公開会議の会議録及び会議に提出された文書は公開しない。

2 非公開会議に出席した者は、当該議事の内容について、他に漏らしてはならない。

(会議の傍聴)

第 9 条 会議は、傍聴することができる。

(傍聴人の定員)

第 10 条 会議の傍聴人の定員は、20 人とする。ただし、議長は、会場の都合により、これを増減することができる。

(傍聴の手続き)

第 11 条 会議の傍聴希望者は、所定の場所で傍聴受付表に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴受付は、会議開催予定時刻の 30 分前から開始し、会議開催予定時刻の 5 分前に終了する。ただし、議長が認めた場合は、受付終了時刻を延長することができる。

3 傍聴受付は、先着順とする。ただし、前項で定める傍聴受付開始時点で、既に傍聴希望者が前条で規定する定員を超えるときは、くじ引きにより傍聴人を決定するものとする。

(傍聴席)

第 12 条 傍聴人は、議長が指定する傍聴席に着席しなければならない。

(傍聴することができない者)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 14 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻、ゼッケン等を着用し、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第15条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(議長の指示)

第16条 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第17条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第18条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、必要な措置を講ずることができる。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月31日から施行する。

議案第 2 号

平成 1 8 年度宇都宮地域合併協議会事業計画について

平成 1 8 年度宇都宮地域合併協議会事業計画は、次のとおりとする。

平成 1 8 年 7 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

平成 1 8 年度事業計画

- 1 合併に関する事項の協議
 - ・ 合併協定項目の協議
 - ・ 各種事務事業の調整
- 2 合併市町村基本計画の作成
- 3 地域自治制度の構築
- 4 住民への啓発活動
 - ・ 広報紙の発行
 - ・ ホームページによる情報提供
- 5 その他
 - ・ 合併に関するその他必要な事業の実施

議案第 3 号

平成 1 8 年度宇都宮地域合併協議会収支予算について

平成 1 8 年度宇都宮地域合併協議会収支予算は、次のとおりとする。

平成 1 8 年 7 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

平成 1 8 年度宇都宮地域合併協議会収支予算 〔別紙のとおり〕

宇都宮地域合併協議会収支予算

予 算 総 額 60,948 千 円

(1) 収入

(単位 千円)

款	項	目	本年度予算額	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	1 負担金	1 負担金	55,947	1 負 担 金	55,947	算定方式：均等割40% + 人口割60% 宇都宮市 38,039 (均等割7,460,人口割30,579) 上河内町 8,098 (均等割7,460,人口割 638) 河内町 9,810 (均等割7,460,人口割 2,350)
2 補助金	1 県補助金	1 県補助金	5,000	1 補 助 金	5,000	県補助金 5,000
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	1	1 預 金 利 子	1	
収入合計			60,948		60,948	

(2) 支出

(単位 千円)

款	項	目	本年度予算額	節		説 明
				区	分 金 額	
1 運 営 費	1 会 議 費	1 会 議 費	2,513		2,513	
				1 報酬	1,768	・ 協議会委員報酬
				5 災害補償費	214	・ 協議会委員災害補償費
				11 需用費	200	・ 協議会開催経費
				13 委託料	53	・ 協議会開催時看板作成
				14 使用料及び賃借料	278	・ 協議会会場使用料
	2 事 務 局 費	1 事 務 局 費	4,539		4,539	
				11 需用費	934	・ 事務用消耗品等
				12 役務費	715	・ 郵送料
				13 委託料	2,847	・ 臨時職員派遣委託料
				18 備品購入費	43	・ 協議会公印等
2 推 進 費	1 事 業 費	1 事 業 推 進 費	53,796		53,796	
				13 委託料	53,796	・ 広報紙作成 ・ 電算システム統一調査委託料等
3 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費	100		100	
				1 予備費	100	
支出合計			60,948		60,948	

議案第 4 号

監査委員の選任について

宇都宮地域合併協議会の監査委員を次のとおり選任する。

平成 1 8 年 7 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

監査委員 上河内町収入役 大 木 二 三 男

監査委員 河 内 町 収 入 役 斉 藤 弘

議案第 5 号

合併の方式について

合併の方式については、次のとおりとする。

平成 1 8 年 7 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

合併の方式は編入とし、河内郡上河内町及び同郡河内町を廃止し、その区域を宇都宮市に編入するものとする。

議案第 6 号

合併の期日について

合併の期日については，次のとおりとする。

平成 1 8 年 7 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

合併の期日は，平成 1 9 年 3 月を目途として，宇都宮地域合併協議会において協議して定める日とする。

議案第 7 号

新市の名称について

新市の名称は、次のとおりとする。

平成 1 8 年 7 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

新市の名称は、宇都宮市とする。

議案第 8 号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置は，次のとおりとする。

平成 1 8 年 7 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

新市の事務所の位置は，宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号とする。

議案第 9 号

行政制度の調整方針について

行政制度の調整方針は、次のとおりとする。

平成 1 8 年 7 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

行政制度の調整方針 〔別紙のとおり〕

行政制度の調整方針

1 調整の必要性，視点

(1) 調整の必要性

宇都宮市・上河内町・河内町（以下「各市町」）においては，法令に基づく事務を実施しているほか，それぞれの自治体の持つ地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた行政サービスが提供されており，その内容や個々のサービスに関する住民の負担の水準に差があることから，新市に移行する際には，新市としての一体性を確保しつつも，住民が行政制度の違いにより混乱や大きな影響を受けることのないよう，その行政サービスや負担水準の調整を図ることが必要になる。

(2) 調整の視点

行政制度の調整に当たっては，各市町の個性を生かした新たなまちづくりを念頭に，合併により拡大する行財政基盤をさらに強化し，魅力あるまちづくりを展開することができるよう，また，住民福祉の向上を図ることができるよう調整するものとする。

各市町が行っている各種の事務事業や内部管理制度等については，その現況を踏まえつつ，比較検討を行い，新市の将来像を展望するとともに，住民生活に及ぼす影響などを考慮したうえで，調整を行うものとする。

2 基本的な考え方

新市における魅力的なまちづくりを通じた住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとする。

具体的には，新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための指針である「合併市町村基本計画」における「基本方針」や「合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資する事業」，「財政計画」等との連携を保ちつつ，国の財政支援を有効に活用しながら，新市における行政制度の調整方針を策定するものとする。

(1) 新市に移行する際，住民の生活に支障のないよう，速やかな一体性の確保に努める。（一体性確保の原則）

新市に移行する際，住民の生活に支障のないよう，住民票の写しなどの各種証明書の発行や各種申請の手続き，保健・福祉サービス，各種施設の利用や申込みなど，住民の生活に係わる事項については，速やかな一体性の確保に努めるものとする。

(2) 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。（住民福祉向上の原則）

現在，各市町で行っている各種行政サービスについて，そのサービスに差異があるものについては，住民サービス及び住民福祉の向上にできる限り努めるものとする。

- (3) 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則)
使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。
- (4) 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則)
新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全財政に努めるものとする。
- (5) 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原則)
行政制度の調整を図る際には、社会情勢の動向も踏まえ、事業の妥当性・必要性、また、民間と行政との役割分担についても十分検討を行い、「スクラップ・アンド・ビルド」の視点に立った行政改革を推進する観点から、事務事業の見直しに努めるものとする。
- (6) 地域特性を生かした魅力あるまちづくりに努める。(地域特性尊重の原則)
各市町が実施してきた事業のうち、伝統や文化、あるいは地域特性に基づいて独自に推進してきた事業や、これまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域特性を生かした魅力あるまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努めるものとする。

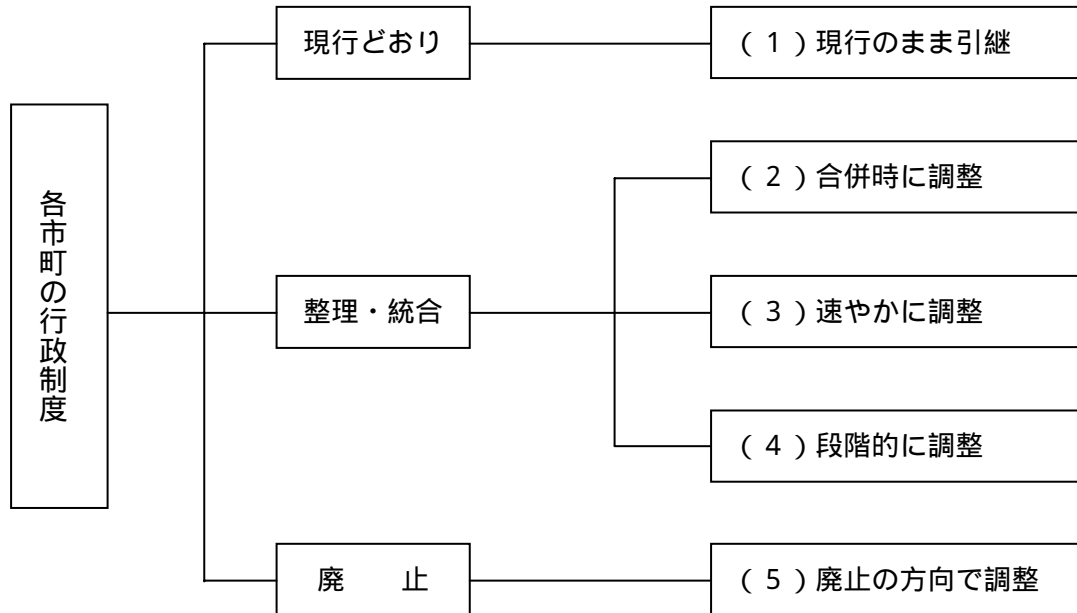
3 調整の方針

基本的な考え方に基づき、合併協議における調整の方針を次のとおり定める。

- (1) 新市における住民福祉の向上に向け、基本的な考え方に基づき、原則として宇都宮市の制度を基準に制度の統一・調整を図るものとする。
- (2) 関係市町の制度のうち、地域特性を有するものや合併後直ちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定や地域自治制度の活用等、円滑な移行に向けた調整を図る。
- ア 関係市町の行政制度のうち、伝統や文化、あるいは地域特性に基づいて独自に推進してきたものについては、新市において新しい制度に統一することにより、サービスの低下や住民や企業の負担増が生じる場合がある。
- イ それぞれの地域が有する特性を生かしたまちづくりができるよう、地域特性を持つ事業については、地域自治制度との関係を考慮するとともに、合併により住民生活等に大きな影響を与えるものについては経過措置を設け、その影響を緩和するものとする。

4 調整の方向性

行政制度の調整に当たっては、「基本的な考え方」・「調整の方針」に基づき、概ね次のいずれかの方向性により調整するものとする。



(1) 現行のまま新市に引き継ぐ。

ア 法令等に基づき実施しており、合併後の新市においても市の事務事業として行うこととなるもののうち、各市町間でサービス内容に差がないものについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

イ 条例等に基づき実施しているもので、各市町間でサービス内容に差がないものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

ウ 特定の地域を対象とするもので、事業実施の経緯等から新市において統一した対応を取ることが適切でないものについては、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

ア 自治体の存立に関する事項や行政を円滑に執行するための内部管理制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。

イ 市町間でサービス内容が異なる事務事業のうち、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについては、原則として宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化する。

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

ア 市町間でサービス内容が異なるもののうち、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響、これまでの経緯等を勘案し、事業実施の必要性があるもので、宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化することが困難なものについては、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

イ 各市町が行っている各種計画策定事業については、現在の各市町の計画の内容・期間・指標の設定等を考慮し、新市に移行後、速やかに新市全体を対象とする計画を策定するものとし、それまでの間は現行の計画を地域別の計画とする。

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

ア 宇都宮市の制度を基準に合併後ただちに一元化することで住民生活等に大きな影響を与えるもののうち、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるものについては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

イ 地域特性を有するものや事業実施の経緯等から新市において統一した対応を取ることが適切でないもののうち、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響、地域自治制度との関係等を勘案し、事業実施の必要性があるもので、当分の間は現行どおり事業を実施することが適切なものについては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

ウ 広域的な視点からの調整が必要となるもののうち、事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性があるもので、宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化することが困難なものについては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

(5) 廃止の方向で調整する。

ア 事務事業の趣旨・内容、有効性、財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性が小さいものについては、廃止の方向で調整する。

議案第 10 号

合併市町村基本計画の作成方針について

合併市町村基本計画の作成方針は、次のとおりとする。

平成 18 年 7 月 31 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

合併市町村基本計画の作成方針 〔別紙のとおり〕

合併市町村基本計画の作成方針

1 目的

合併市町村基本計画は、合併後の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上等、新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための指針として、新市の将来像や、新市の円滑な運営の確保と均衡ある発展を図るための取組を明らかにし、もって、住民等の合併に対する不安の払拭と理解の促進を図ることを目的とする。

なお、新市の円滑な運営の確保と均衡ある発展を図るための取組に関する具体的な進め方については、合併後に策定する新市の総合計画等に委ねるものとする。

2 基本的な考え方

合併市町村基本計画は、合併に伴う変化への対応方向や、合併を契機に特に推進すべきソフト・ハード両面にわたる取組など、新市のまちづくりを進めていく上での基本的な方針を示すものである。

そのため、以下の点を考慮しながら策定を進めることとする。

(1) 新市の一体性の確立と均衡ある発展の推進

- ・ 新市の一体性の速やかな確立や格差の是正を図るための地域間の連携や社会資本整備のあり方を示す。
- ・ 住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するため、地域の特性やバランス等を考慮しながら、公共的施設の統合整備に関する考え方を示す。

(2) 個性と特性を生かした賑わいと活力を備えるまちづくりの推進

- ・ 新市の総合的・計画的な都市空間の形成に向け、地域特性を生かした土地利用に関する基本的な考え方を示す。
- ・ 合併後の旧市町地域がそれぞれ有する地域資源等を生かしたまちづくりを推進するため、地域ごとの目標像と取組を示す。
- ・ 新市が将来の社会経済環境の変化においても、持続的に発展していくため、賑わいと活力を創出し、都市力の向上に向けた取組を示す。

(3) 健全な財政運営への配慮

- ・ 地方交付税、国や県の補助金、合併推進債等の地方債等の財源の有効活用をはじめ、将来にわたり健全な財政運営が行えるよう十分留意する。
- ・ 新市の主要事業として計上する事業については、財政収支見通しを踏まえ、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するものを計上する。

(4) 住民にわかりやすい表現

- ・ 新市の将来像等について、関係市町の住民に明らかにするに当たり、合併の内容や効果等について十分な住民理解を得られるよう、わかりやすい表現で示す。

3 計画の内容

合併市町村基本計画の内容は、概ね次に掲げる事項により策定する。（「参考資料」参照）

計画の趣旨

合併の背景と目的

新市のまちづくりの基本姿勢

新市の将来像

ア)人口・経済の見通し

イ)まちづくりの目標と基本方針

ウ)土地利用の基本的な考え方

新市の施策の大綱

地域別計画

新市の主要事業（県の事業を含む）

公共的施設の統合整備の基本的な考え方

新市の財政計画

4 主要事業計上の視点

新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資する主要事業は、下記の視点に基づき計上するものとする。

（一体性と均衡）

一体性と地域間連携の速やかな確立に資する事業

生活環境の向上に資する社会資本整備事業

住民生活に欠かせない施設及び住民生活に密着した施設の整備事業

中核市業務の範囲拡大や人口拡大に伴う行政サービスの需要増加に対応する施設・設備の整備や拡充

（個性と特性）

自然・歴史・文化などの地域資源を生かした、個性と特性のある地域づくりに資する事業

（交流と活力）

農業・工業・商業の振興や中心市街地の活性化など、都市の活力の維持向上に資する事業

5 計画の期間

合併市町村基本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10か年度とする。

6 計画の名称

合併市町村基本計画の名称は、「（仮称）宇都宮市・上河内町・河内町合併まちづくり計画」とする。

合併市町村基本計画の構成と内容（イメージ）

計画の策定に当たって

- 1 計画の趣旨
- 2 合併の背景と目的
 - (1) 日常生活圏と一体的な行政経営
 - (2) 地方分権の進展と住民自治の拡充
 - (3) 少子・高齢化と人口減少への対応
 - (4) 地域の経済・産業の振興
- 3 新市のまちづくりの基本姿勢
 - (1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進
 - (2) 地域に根ざした自治の拡充
 - (3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進
 - (4) 自治体能力の向上と地方分権の推進

新市の概況

- 1 新市の現況
 - (1) 位置と地勢
 - (2) 歴史的特性
 - (3) 人口・世帯数
 - (4) 面積
 - (5) 経済
 - (6) その他の指標
- 2 新市の社会経済の見通し
 - (1) 人口の見通し
 - (2) 経済の見通し
- 3 まちづくりの資源と主要課題
 - (1) 新市の地域特性及び資源
 - (2) まちづくりの主要課題

まちづくりの目標と基本方針

- 1 まちづくりの目標
- 2 土地利用の基本方針

新市の施策の大綱

- 1 一体性と均衡
- 2 個性と特性
- 3 交流と活力

地域別計画

- 1 計画の目標及び地域区分
- 2 地域ごとの計画
 - (1) 宇都宮地域
 - (2) 上河内地域
 - (3) 河内地域

県事業の推進

- 1 栃木県の役割
- 2 栃木県の事業

公共施設の適正配置

財政計画

計画の推進方策

資料編

議案第 1 1 号

地域自治制度の基本方針について

地域自治制度の基本方針は、次のとおりとする。

平成 1 8 年 7 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

地域自治制度の基本方針 〔別紙のとおり〕

地域自治制度の基本方針について

1 制度構築の基本的な考え方

(1) 新市独自の制度の確立

新市の実情に応じた制度とするため、地方自治法に基づく「地域自治区」などの制度は活用せず、新市独自の制度として確立する。

(2) 市民サービス水準の維持・向上

市町合併の効果を旧町住民が実感できるよう、市民サービス水準の維持・向上に努める。

(3) 地域の特性を発揮したまちづくりの推進

旧町の地域自らが主体となって、個性と活気あふれる地域づくりを進められるように配慮する。

(4) 「地区行政」を先導する制度

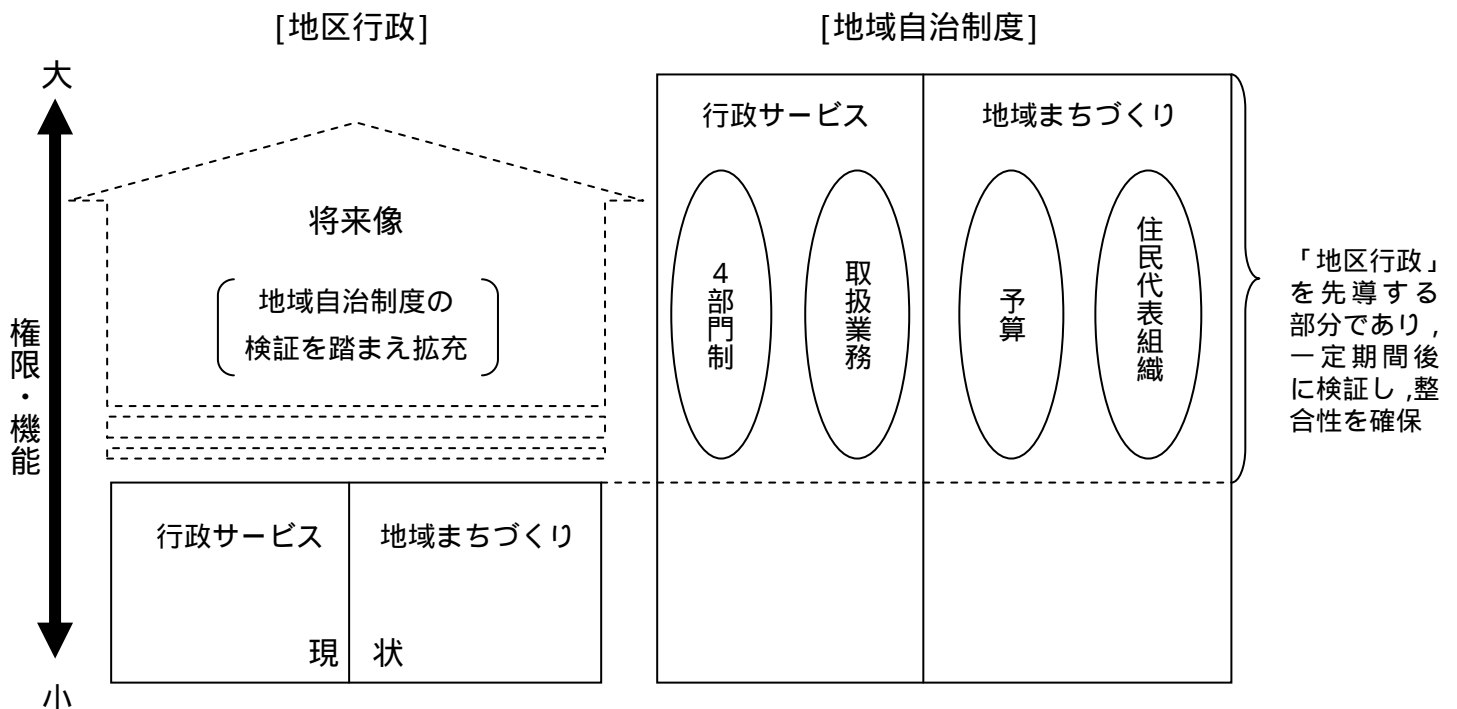
旧市の「地区行政」を発展させていくための先導的な制度として構築する。

ただし、新市としての一体性を速やかに確保していくため、一定期間後に検証を行い、整合性を確保する。

(5) 簡素で効率的な制度の構築

合併による行政改革のメリットを最大限に引き出すため、簡素で効率的な制度構築に努める。

【地域自治制度のイメージ】



2 制度の枠組み

項 目		内 容
基本的な考え方		・新市独自の制度確立 ・旧市の「地区行政」を発展させていくための先導的な制度として構築
住民代表組織 の設置	考え方	・時限条例（１０年間）で設置する諮問機関（附属機関）
	所掌事項	・地域の施策・事務事業等への立案への参画 ・全市的計画の策定への参画（当該地域の関連部分） ・当該地域に係る合併市町村基本計画，総合計画の執行状況等について，市長の諮問に応じた審議・答申及び市長への意見陳述
	委員	・任期は，２年（再任は妨げない。） ・構成は，２０人以内
地域行政機関 の設置	主要業務	市民相談，人権啓発，防災，収納事務，戸籍・住民登録窓口，男女共同参画・青少年育成団体の活動支援，地域の環境保全，住民税申告の受付，各種健康相談，社会福祉の総合相談，生活保護の相談，高齢者福祉，保健衛生，商業観光のイベント開催，農業振興業務，林業振興業務，生活道路の新設改良・維持管理，地域河川の管理，近隣公園の整備・維持補修，学校教育相談，生涯スポーツの各種大会の開催，選挙の普及啓発 など
	特別職	・議会の議決・同意によって就任する常勤の特別職は，配置しない。
	地域行政機関の長	・本庁の部長に準じる長（参事又は副参事）を配置
	組織機構	・４部門を配置 ・地域経営担当部門 ・地域コミュニティ担当部門 ・市民サービス担当部門 ・産業建設担当部門
	職員体制・職制	・職員体制は，必要最低限の配置に留め，職制も簡素で分かりやすく整備
地域行政機関 の予算	考え方	・新市としての一体性に配慮しつつ，地域における行政サービスを提供するための予算と，地域特性を発揮するための予算を地域行政機関で執行
	予算の編成方法	２つの編成方法 ・行政サービスに係るもの 地域行政機関の窓口サービスや保健福祉の相談などの事務事業を対象とするもの ・地域のまちづくりに係るもの 地域行政機関が個性ある地域づくりや地域課題の解決のため，地域自治協議会との協議により事業計画としてまとめた事業を対象とするもの

議案第 12 号

宇都宮地域合併協議会小委員会規程の制定について

宇都宮地域合併協議会小委員会規程を次のとおり制定する。

平成 18 年 7 月 31 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

宇都宮地域合併協議会小委員会規程 〔別紙のとおり〕

宇都宮地域合併協議会小委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について調査及び審議を行うものとする。

（組織）

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて規約第7条第1項に定める協議会の委員又は規約第11条第1項に定める幹事会の幹事のうちから指名する者をもって組織する。

（役員）

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

（役員の職務）

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（検討会）

第7条 小委員会に、必要に応じて検討会を設置することができる。

2 検討会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（報告）

第8条 委員長は、小委員会の協議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第 9 条 小委員会の庶務は、協議会の事務局及び会長が指定する専門部会が処理する。

(補則)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか小委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 7 月 3 1 日から施行する。

議案第 13 号

小委員会の設置について

宇都宮地域合併協議会小委員会を次のとおり設置する。

平成 18 年 7 月 31 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

地域自らが特色ある地域づくりや地域課題の解決を担う地域自治制度の構築について調査及び審議を行うため、地域自治制度小委員会を設置する。